

青森地方最低賃金審議会

第1回産業別最低賃金検討小委員会

【別添資料】 意見聴取メモ

1 青森県自動車小売業最低賃金

申出人 全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会 議長
小笠原 裕介

参考人 青森トヨタ自動車株式会社 取締役総務部長 坂本 武

2 青森県各種商品小売業最低賃金

申出人 UAゼンセン青森県支部 支部長 佐々木 徹

参考人 イオン東北株式会社 人事教育部長 加藤 理

産業別最低賃金 意見聴取メモ

令和 6年 8月 29日

業 種	自動車小売業	役 職	議長
所 属	自動車総連青森地方協議会	氏 名	小笠原 裕介

1. 景 気

①業界全体（全国の状況）

1) 自動車産業の収益状況

- ・製造 9 社における 2023 年度企業業績は、増収増益が 9 社となった。2023 年度の営業利益は前年同期比+71.7%の 9 兆 2,226 億円であった。なお 2024 年度通期予想は半導体不足の解消に向かい、生産台数が回復する見込みとなっている。一方、労務費、物流費などのコスト増加等の対応が課題となる。
- ・部品企業 88 社の 2023 年度営業利益は、前年同期比+28.2%の 1 兆 9,560 億円だった。2024 年度通期予想は、各メーカーの増産計画等により増収増益を見込んでいる企業が 多数あるものの、足元の認証不正や引き続きの地政学的な変化による重要部品・資材 の供給リスクなどもあり、下振れになる見込みの企業もあることから注視が必要である。加えて、原材料費やエネルギー価格、労務費など生産コストが上昇していることから、コスト上昇分を適正に価格転嫁するなどの対応が必要である。

2) 自動車産業の生産・販売状況

- ・2023 年度 of 四輪車生産は 899.9 万台（前年比 14.8%）となった。その内訳は、乗用車生産が 777 万台（同 18.3%）、トラック・バスは 123 万台（同△3.0%）。なお、2024 年 4 月の生産台数は 65 万台（同△9.1%）となり、このうち乗用車は 55 万台（同△ 9.8%）、トラック・バスは 9 万台（同△4.9%）となった。
- ・2023 年度 of 四輪国内販売は 478 万台（前年比 13.8%）となった。その内訳は、登録車（乗用）が 265 万台（同 19.3%）、軽自動車 that 134 万台（同 9.5%）、トラック・バスが 79 万台（同 4.4%）。なお、2024 年 6 月の販売台数は 37 万台（同△4.9%）となり、この内、登録車（乗用）は 21 万台（同△6.9%）、軽自動車は 10 万台（同△4.3%）、トラック・バスが 6 万台（同 1.7%）となった。

3) 2024 年総合生活改善の取り組みにおける賃上げの結果（2024 年 7 月 30 日現在）

- ・平均賃金については、集計対象 1,045 単組の内、全体の 98.9%にあたる 1,033 単組において賃金改善分を要求。総額での平均要求額は 14,093 円、うち賃金改善分の平均要求額は 10,487 円となり、平均要求額、改善分のいずれも 2014 年以降で最も高い水準となった。
- ・獲得状況をみると、妥結した 1,026 単組の平均獲得額は 11,167 円。うち、全体の 92.9%にあたる 95 単組で賃金改善分を獲得した。全体の賃金改善分平均獲得額は 7,700 円となっている。
- ・企業内最低賃金協定については、現時点における平均締結額は 178,010 円と、前年の 170,680 円から大幅に引き上がった。これを時給に換算すると、1,113 円に相当する。

②近県及び県内の状況

- ・令和5年度(4～3月)新車登録台数は登録者届出台数が30,572台(対前年比91%)、軽自動車届出台数が21,044台(対前年比85.4%)となっており、合計51,616台(対前年比88.6%)となった。
- ・令和6年(1～6月)の中古車登録・届出台数は42,255台(対前年比100.9%)となっており対前年以上で推移している。
- ・整備の状況としては、人材不足が喫緊の課題となっており、整備士不足の問題は全国的にあるが、地方においては顕著であり青森県も例外ではない。

③自社の状況

- ・昨年12月20日ダイハツ工業の認証不正問題により車両生産が一時期出来ない期間があったが、整備や中古車販売といったVCを中心に昨年度は黒字を確保し、賃金体系整備・改善額は5,111円(内ベースアップ一律3,500円)となった。車両生産については以前ほどではないが戻りつつあり、収益は確保できている。

2.賃金改定の状況

①賃金改定の有

一般労働者	7,845円/月 up	<u>3.50%アップ</u>
パートタイマー	35円/月 up	<u>3.61%アップ</u>

②初任給額

新規採用の有

高卒	<u>165,020円</u>	、	<u>6,080円アップ</u>	<u>(3.83%)</u>
高専卒	<u>170,430円</u>	、	<u>6,580円アップ</u>	<u>(4.00%)</u>
大卒	<u>180,510円</u>	、	<u>6,800円アップ</u>	<u>(3.91%)</u>

※青森ダイハツモータース労働組合の状況

③賃金（最も低いもの・産業別最低賃金及び青森県最低賃金適用労働者）

産業別最低賃金適用労働者	日額	円	青森県最低賃金適用労働者	日額	円
	時間額	923円		時間額	円

④規模、地域等による企業間格差の有 2024年度企業内最低賃金

1	トヨタ青森グループ	169,000円
2	青森トヨペット	183,500円
3	トヨタL&F青森	150,000円
4	青森ダイハツモータース	165,020円
5	ホンダモビリティ東北	194,400円
6	いすゞ自動車東北	183,600円

◎平均 …174,253円

◎最大格差 …44,400円

3. 改正に対する意見

《参考》青森県最低賃金 時間額 898円（令和5年10月7日発効）

①産業別最低賃金改定の必要性について

1) 基本的な考え方

日本の平均賃金OECD加盟の38カ国中22番目の低さであり、OECD加盟国の平均を下回っている。停滞する現状を打破すべく、賃上げに向けた流れが進み始めており、今こそ転換の動きを加速させなくてはならない。

そのためには、高付加価値生産性を提供する自動車産業が特定最低賃金においても、積極的に取り組み、経済の好循環に繋げていく必要がある。また、物価上昇局面においては、最賃近傍で働く労働者は、これまで以上により高い賃金を提供する産業を求め流動していくことが容易に想像できる。その点においても特定最低賃金の優位性を確実に担保し、産業の魅力を高めていくことで、労働者の確保・定着に繋がなくてはならない。

2) 具体的主張

(1) 自動車産業の魅力向上

⇒産業の人材確保・流動防止や公正競争の確保の観点から特定産別最賃は不可欠であり、かつ産業に相応しい水準であるべき

・自動車産業において喫緊の課題である人材の確保・流出防止については、全業種において年々深刻な状況となっていることから、産業の生み出している付加価値、または仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければならない。アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車及び部品の製造、自動車の販売・サービス、自動車整備等といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねない。

- ・また、高い付加価値生産性を生み出す自動車産業において、不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがねない。

(2) 自動車産業の付加価値生産性

⇒産業の高い付加価値生産性に見合った水準の特定最低賃金が必要である

- ・就業人口のおよそ1割(554万人)を占める国内の主要産業である自動車産業は、これまでも高い付加価値生産性(※)を生み出し続けており、雇用の裾野の広さも相まって、日本経済・地域経済に対し、大きな貢献を果たしている。

(※) 労働者一人あたりの付加価値額を表す指標

- ・その競争力の源泉は、自動車産業が生み出し続けている「高い付加価値生産性」にあり、それに見合った特定最低賃金を設定しなければ、公正な競争環境が確保できないことのみならず、自らが生み出している高い付加価値をも毀損させることに繋がりがねない。
- ・使用者側の主張として、とりわけ、中小企業への影響の観点で、労務費上昇分等を価格転嫁できていないことを理由に特定最低賃金の引き上げに反対する主張がある。しかしながら、自動車関係の経営者団体(日本自動車工業会、日本自動車部品工業会)では、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の中で、「人手不足や最低賃金の引き上げがあれば、その影響を加味し、十分協議した上で取引対価を決定する」「(価格決定は)最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する」等、最低賃金の引き上げを取引価格に反映することを経営者団体自らが明言しており、その実践が重要である。

(3) 企業内最低賃金協定の締結水準

⇒特定最低賃金は産業労使で設定するものであり、基となる企業内最低賃金の締結水準は尊重すべき

- ・「特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定する」という2008年の最低賃金法改正の趣旨からも、自動車産業における個別労使の交渉の結果として締結された「企業内最低賃金協定」はより尊重されるべきである。
- ・2024年総合生活改善の取り組みの結果、現時点(7月30日時点)においては、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る178,010円(前年比+7,330円)となった。これを時給に換算すると1,113円に相当する。
- ・一方、未組織労働者を含め、自動車産業で働く労働者全体に適用される特定最低賃金の水準(絶対額)は、依然として企業内最低賃金協定の締結水準と比べて乖離が厳然と存在する。こうした状況を踏まえると、「企業内最低賃金協定」の締結水準を尊重した特定最低賃金の引き上げは必要不可欠である。

(4) 自動車産業の底上げ・底支え、格差是正

⇒賃上げの結果を踏まえれば、特定最低賃金の取り組みにおいても、産業で働く者の底上げ・底支え、格差是正に向けて取り組むことが必要

- ・2024年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るため、全体の92.9%にあたる953単組で賃金改善分を獲得し、全体の賃金改善分平均獲得額は7,700円となった。この獲得額は昨年と比較して約1.5倍となっており、力強い回答を引き出している。

(金額審議に臨むにあたっては、これらに加え、業種・規模別・県別での賃金引き上げ率をベースの指標とし、地域別最低賃金との優位性や産業としての魅力向上の観点も踏まえながら訴求)

- ・こうした組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定の結果を踏まえ、労使交渉の手段を持たない未組織労働者・非正規雇用で働く仲間に対しても、特定最低賃金の枠組みを通じて、2024年の総合生活改善の取り組み結果を広く波及させることで、産業全体の労働条件の底上げ・格差是正に繋げていく必要がある。

②改正するとしたら、どれくらいまで

令和6年度の青森県最低賃金が898円から55円引き上げ953円となることをベースに、過去の遅れを取り戻すべく70円(7.58%)の引き上げをお願いする。

70円の根拠として、労働協約において最も低い協約の賃金額が982円となり現行の923円との差額分59円となることに加え、令和5年度近県の自動車小売業の対地賃格差として秋田県が41円、岩手県が52円と優位性を確保している観点から40円は優位性を確保したく、青森県最低賃金953円+優位性40円を足した993円に到達する為には残りの11円を合わせた金額(70円)となる。

以上

産業別最低賃金 意見聴取メモ

令和6年8月29日

業種	自動車小売業	役職	取締役 総務部長
所属	青森トヨタ自動車株式会社	氏名	坂本 武

1. 景気

①業界全体（全国の状況）

2023年度新車販売台数(登録車+軽自動車)は4,528,628台 前年比103%と2年連続で増加しました。深刻な半導体不足緩和や国内向け生産台数の割合増加により販売台数前年超えへ繋がっている。本年4~6月においては前年比93.1%と前年割れの状況で1~6月を見ても全ての月で前年を割っている状況です。自動車メーカーの認証申請問題による一部車両の出荷停止の影響もあり今後も生産遅れが予測される状況です。

.....

.....

.....

②近県及び県内の状況

青森県においての新車登録台数(登録車+軽自動車)は49,316台 前年比100.3%と全国同様2年連続前年超えの状況です。本年4~6月においては前年比93.2%と全国レベルとほぼ同状況。上記記述通り県内においても認証申請問題等の影響で今後も生産遅れが予測される状況です。

.....

.....

.....

③自社の状況

弊社においても全国、県内同様の状況で2023年度は3,309台 前年比110.4%と2年連続前年超えの状況にはあります。メーカー供給の不安定による車種の長納期化、突然のオーダーストップ、受注の制限により本年4~6月の新車受注前年比は85%と今後の登録台数の減少が懸念される状況ですが数年前から取組んでいる働き方改革の浸透で定時退社、引き取り納車最小化で効率改善、経費節減に繋がっております。

.....

.....

2. 賃金改定の状況

① 賃金改定・有

一般労働者	<u>10,524 円アップ</u>	<u>3.23%アップ</u>
パートタイマー	<u>10,700 円アップ</u>	<u>6.94%アップ</u>

② 初任給額

新規採用・有

高卒	<u>169,000 円</u>	<u>10,000 円アップ</u>	<u>(6.29%アップ)</u>
高専・短大卒	<u>173,000 円</u>	<u>10,000 円アップ</u>	<u>(6.13%アップ)</u>
大卒	<u>187,000 円</u>	<u>10,000 円アップ</u>	<u>(5.65%アップ)</u>

③ 賃金（最も低いもの・産業別最低賃金及び青森県最低賃金適用労働者）

産業別最低賃金適用労働者	日額	円	青森県最低賃金適用労働者	日額	円
	時間額	923 円		時間額	898 円

③ 規模、地域等による企業間格差の有無

自動車小売業は自動車メーカーの系列販売という小慣行が確立されており販売店においては地元資本、メーカー直営に分類されているがメーカー系列との規模差は大きい。近年トヨタディーラーにおいてはオール併売化に伴い合併する販売店も増え効率化を図っている

3. 改正に対する意見

《参考》青森県最低賃金 時間額 953円（令和6年10月5日発効）

① 産業別最低賃金改定の必要性について

自動車小売業においてはエンジニア不足の改善は急務であり優秀な人材の確保のためにも、産別最賃に限らず賃金改定は必要と考えます。

② 改正するとしたら、どれくらいまで

経営の厳しい地元資本の中小企業にも大きな影響が予測されることから、各種データ等も参考に慎重に検討することが必要である。当該最賃適用事業所が相当数あり各々事情が違ふと思われるので、全体として無理のないバランスのとれた改定となることが望まれる。

産業別最低賃金 意見聴取メモ

令和 6年 9月 2日

業種	各種商品小売業	役職	支部長
所属	UAゼンセン青森県支部	氏名	佐々木 徹

1. 景気

① 業界全体（全国の状況）

全国の2024年6月の百貨店・スーパー販売額は、全店同前年同月比+7.0%と34か月連続の増加で前年を上回った。商品別にみると、「飲食料品」「その他の商品」「身の回り品」が好調だった。〔経済産業省関東経済産業局 商業動態統計(2024年6月分速報)より〕

② 東北管内の状況

東北管内全店（百貨店15店舗、スーパー580店舗）の2024年6月の販売額は、前年同月比+2.7%の増加となった。商品別にみると、「衣料品」は同前年同月比1.3%の減少、「飲食料品」は3.1%増加、「家具・家電・家庭用品」は2.1%の減少、「その他の商品」が4.8%の増加となった。

既存店ベースのスーパー販売額は、前年同月比+2.9%増加となった。業態別では、百貨店は前年同月比+3.1%増加で、スーパーは前年同月比+2.9%の増加となった。

なお、他業態の動向は、コンビニエンスストアが前年同月比+0.6%の増加、家電量販では前年同月比+7.7%の増加、ドラッグストアにいたっては前年同月比+8.0%の増加、そして、ホームセンターでは前年同月比+3.7%の増加となった。

〔経済産業省東北経済産業局 商業動態統計(2024年6月分速報)より〕

③ 県内の状況

青森県内の百貨店・スーパー販売額は、主力の飲食料品が好調となっており、前年を上回っている。2024年5月の全店販売額は、前年同月比+2.5%だった。

また、他業態の動向をみると、コンビニエンスストア販売額は総菜が好調に対し、米飯類が低調となったことから前年並みとなっている。ドラッグストア販売額は食料品が好調で前年を上回った。また、家電量販の販売額はエアコンが好調となったが、ホームセンター販売額については建築資材が低調となった。

なお、青森県内の個人消費は持ち直しており、消費者物価（青森市（生鮮食品を除く総合指数））は前年を上回っている。また、雇用情勢については、有効求人倍率が緩やかになり、持ち直しの動きに一服感がみられる。

〔財務省東北財務青森財務事務所 青森県内経済情勢報告(令和6年7月)より〕

2. 賃金改定の状況

① 賃金改定の有・無

U Aゼンセン青森県支部所属加盟組合（百貨店・総合スーパー）

2024年度賃金改定 組 合 名	正 社 員 組 合 員				パートタイム労働者		
	算定基礎額	平均年齢	引上げ額	引上げ率	算定基礎時給	引上げ額	引上げ率
イオン東北	274,314 円	40.3 歳	18,685 円	6.81%	1,002 円	71 円	7.09%
イトーヨーカドー	365,884 円	46.0 歳	11,428 円	3.12%	1,136 円	46 円	4.05%
長崎屋	368,891 円	51.0 歳	6,573 円	1.78%	1,092 円	51 円	4.67%
さくら野百貨店	247,190 円		9,168 円	3.71%	899 円	55 円	6.12%

*補足) 長崎屋の 2024 年度賃金改定は、昨年度(2023 年度)に定期昇給 6,485 円(1.9%)に加えベースアップ分として 19,091 円(5.6%)の合計 25,576 円(7.5%)の賃金水準に引き上げているため、2024 年度は定期昇給 6,573 円(1.78%)のみの改定としている。

② 初任給の改定状況

U Aゼンセン青森県支部所属加盟組合（百貨店・総合スーパー）

組 合 名	高 卒		大 卒	
	現 行	改 定	現 行	改 定
イオン東北	189,000 円	197,000 円	225,000 円	236,000 円
イトーヨーカドー	195,000 円	205,000 円	230,000 円	240,000 円
長崎屋	197,000 円	197,000 円	260,000 円	260,000 円
さくら野百貨店	155,000 円	160,000 円	191,000 円	191,000 円

*補足) 賃金表全体のベースアップ（底上げ）により、初任給の引き上げを伴う賃金改定の実施が、U Aゼンセン加盟組合でも全国的な動きとして多くみられた。

③ 賃金（産業別最低賃金及び青森県最低賃金適用労働者）

・イオン東北 969 円

正社員の賃金改定交渉は3月に行い、賃金改定の実施時期は4月より翌年3月までが一般的であるが、パートタイマーの賃金改定については、例年夏期行われる県最低賃金審議の引き上げ結果を受けて、9月・10月の秋口に最低賃金を下回らないよう賃金引き上げ（ベースアップ）している実情がある。秋口に期中での賃金引き上げがされるものの、単純に新最低賃金額を下回らないよう補正対応の意味合いが強く、特定（業種別）最低賃金に近い額の労使協定は就業規則を上位補完する目的であって、労使間においては、特定（産業別）賃金改定を基準に賃金水準議論を始める実態となっている場合が多い。

したがって、県最低賃金改定の時期との期ずれから、現行企業内最低賃金が地域別最低賃金改定額を下回ってしまう現象もあり得ることから、労働協約ケースの特定（産業別）最低賃金の改正について、「賃金の最低額に関する労使協約の最も低い金額を上限とする」見解は、賃金水準の抑制意識を高めることとなり、「構造的な賃上げによる経済好循環の実現」に向けた社会全体の取り組みを後退させることとなり、時代背景に逆行しており見解の見直しが必要である。

3. 改正に対する意見

《参考》青森県最低賃金 時間給 953 円（令和 6 年 10 月 5 日発効）

① 産業別地底賃金改定の必要性について

*適正な特定最低賃金の設定で人財流出の防止（優秀な人財確保）と企業価値を高める

特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシャティブを発揮することを前提としており、日本で唯一、企業の枠を超えて産業別・職業別に事業の公正な競争条件を賃金で担保するとともに、未組織労働者を含めた労働条件の向上を図るための手段として、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている。

加えて、2020 年 4 月より、「同一労働同一賃金」を基本とした均等・均衡処遇が法制化され、雇用形態による処遇ではなく、仕事の内容（価値）による実質的な賃金処遇が求められている今、特定（産業別）最低賃金は、同じ産業・業種でありながら賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて「同一労働同一賃金」の基盤を形成することに資する制度として重要な社会的役割を持っている。

産業の公正競争をより高いレベルで確保し、底上げをはかっていくことは、当該産業の魅力やそこで働く労働者の働きがい、誇りを高め、産業と企業の健全な発展へとつながる。特に、近年のような賃金相場の地域格差による他県への人財流失、労働者不足の中においては、経営資源の一つである人財を確保する有効な手段ともなり得る。

*構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて

今春、賃上げにおいて、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済 3 団体により提唱された「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて～価格転嫁など取引適正化の推進～」の取り組みについて、その考え方は、正社員のみならず、パートタイマーの賃金にも反映されるべきである。また、賃金水準の引き上げは、2023 年 7 月に入り、「一部に弱さがみられるものの持ち直している」県内個人消費についても活性化を促し、経済成長に寄与する。

② 改正するとしたら、どれくらいまで

物価上昇による実質賃金を維持するためのベースアップの必要性と妥当性から、青森県における今次の地域別最低賃金引き上げ額が 55 円で結審し、898 円から「953 円」（引き上げ率 6.12%）となった。また、これまでの特定（産業別）最低賃金の産業特性と当該産業労使のイニシャティブの維持は当然必須とし、地域別最低賃金の引上げ率を乗じた水準とすることで整合性を担保する。よって、令和 6 年度の特定期（産業別）最低賃金は、賃金相場全体を引き上げるベースアップの概念で、令和 5 年度 921 円に 6.12% を乗じた 57 円を引上げ「978 円」とするのが妥当である。

あるいは、地域別最低賃金引き上げ額 55 円と同額とした「976 円」への引き上げは必須である。

産業別最低賃金 意見聴取メモ

令和 6年 8月 27日

業種	各種商品小売業	役職	人事教育部長
所属	イオン東北(株)	氏名	加藤 理

1. 景気

①業界全体（全国の状況）

百貨店・スーパー販売額の推移・全国（2024年1月～5月）

地域	全国									
	項目	合計 販売額	前年同期比		百貨店 販売額	前年同期比		スーパー 販売額	前年同期比	
			全店	既存店		全店	既存店		全店	既存店
単位	百万円	%	%	百万円	%	%	百万円	%	%	
2024年 1月	1,826,405	3.3	3.3	504,632	5.9	7.8	1,321,774	2.4	1.7	
2月	1,702,098	7.6	7.2	473,891	13.5	13.7	1,228,208	5.5	4.9	
3月	1,888,618	6.9	6.5	560,908	9.6	9.8	1,327,710	5.8	5.1	
4月	1,761,183	3.0	2.7	487,019	8.3	8.5	1,274,164	1.1	0.6	
5月	1,821,174	4.4	4.1	514,938	13.7	14.0	1,306,237	1.2	0.6	

※経済産業省 東北経済産業局 ホームページ統計データより記載

・スーパーマーケット 2024年7月度実績 速報版

	全店売上高（万円）	構成比	前年同月比 （全店）	前年同月比 （既存店）
総売上高	105,044,367	100.0%	101.1%	100.4%
食品合計	95,682,884	91.1%	101.3%	100.4%
生鮮3部門合計	34,868,280	33.2%	101.1%	100.3%
青果	13,919,351	13.3%	101.7%	100.9%
水産	9,119,655	8.7%	101.6%	100.8%
畜産	11,829,273	11.3%	100.1%	99.1%
惣菜	11,344,158	10.8%	102.6%	101.6%
日配	21,183,774	20.2%	99.3%	98.7%
一般食品	28,286,672	26.9%	102.4%	101.5%
非食品	6,813,752	6.5%	98.9%	98.8%
その他	2,547,781	2.4%	101.1%	101.4%

※スーパーマーケット販売統計調査資料より記載

（食品を中心に扱うスーパーマーケットを対象に270社集計）

※その他・・・テナント売上高、タバコ、ギフト販売、その他取次（DPE、クリーニング、宅急便・レンタル・チケット販売等）

7月の気温は、全国的にかなり高く、日本の月平均気温は1898年以降で7月として最も高かった。

物価高による節約志向で買上点数の減少が続いている。食品の値上げが続く中、増量パックの販売が好調。暑さで冷やし中華、アイスの販売が伸長する。

また、調理控えで揚げ物等の総菜も堅調であった。

②近県及び県内の状況

百貨店・スーパー販売額の推移・東北6県（2024年1月～5月）

地域	青森県									岩手県								
	合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー	
	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比
単位	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年 1月	15,724	4.3	2,020	▲0.7	▲0.7	13,704	5.1	3.2	13,110	0.9	▲0.5	1,738	▲7.3	▲7.3	11,372	2.3	0.7	
2月	14,629	6.0	4.1	1,816	0.3	0.3	12,813	6.8	4.6	12,134	2.8	1.3	1,755	▲1.0	▲1.0	10,379	3.4	1.7
3月	16,423	5.2	2.1	2,089	▲9.2	▲9.2	14,334	7.7	4.1	13,230	4.6	3.6	1,930	▲0.1	▲0.1	11,299	5.5	4.3
4月	15,150	0.3	▲3.5	1,898	▲7.0	▲7.0	13,253	1.5	▲3.0	12,185	0.4	▲0.5	1,564	1.1	1.1	10,621	0.3	▲0.7
5月	15,676	2.5	▲1.4	1,685	▲6.6	▲6.6	13,991	3.7	▲0.7	12,734	1.1	0.9	1,731	5.2	5.2	11,002	0.5	0.3

地域	宮城県									秋田県								
	合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー	
	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比
単位	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年 1月	35,794	2.9	2.0	X	X	X	X	X	13,845	2.7	2.2	X	X	X	X	X	X	
2月	31,991	5.3	5.8	X	X	X	X	X	12,871	4.8	4.2	X	X	X	X	X	X	
3月	35,381	4.7	5.2	X	X	X	X	X	14,094	2.7	2.7	X	X	X	X	X	X	
4月	32,927	▲1.1	▲0.8	X	X	X	X	X	13,365	▲1.1	▲1.1	X	X	X	X	X	X	
5月	33,224	0.6	0.9	X	X	X	X	X	13,791	▲1.0	▲1.0	X	X	X	X	X	X	

地域	山形県									福島県								
	合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー		合計		百貨店		スーパー	
	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比	販売額	前年同月比
単位	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年 1月	11,979	1.3	▲1.2	-	-	-	11,979	1.3	▲1.2	23,759	0.1	1.1	X	X	X	X	X	
2月	11,008	2.6	1.0	-	-	-	11,008	2.6	1.0	22,055	4.2	5.6	X	X	X	X	X	
3月	12,306	4.0	2.2	-	-	-	12,306	4.0	2.2	24,503	3.8	5.0	X	X	X	X	X	
4月	11,666	▲1.1	▲2.0	-	-	-	11,666	▲1.1	▲2.0	22,922	▲0.4	0.9	X	X	X	X	X	
5月	12,109	0.1	▲0.8	-	-	-	12,109	0.1	▲0.8	23,788	▲0.4	0.7	X	X	X	X	X	

注)Xは、報告者の秘密保持のために隠匿した場所である。

※経済産業省 東北経済産業局 ホームページ統計データより記載

③自社の状況

3～7月累計 売上・客数ともに前年を下回る結果となり、厳しい状況が続く。

7月25日の山形・秋田大雨被害により、10店舗が営業不可能の為、閉店。

8月お盆動向

台風5号の進路予測が東北直撃という予報により、8月9日～11日においてお供え花等のお盆用品の前倒し需要と台風準備用品が伸長しプラス要因となる。

12日は台風接近の為、天候悪化による客数減となりマイナス要因となった。

盆前からのケ型傾向が続き、大型商材が不振。外食チェーンは、多くの家族連れでにぎわっていた。

2. 賃金改定の状況

① 賃金改定の有・無

一般労働者	<u>18,685 円アップ、</u>	<u>6.81%アップ</u>
パートタイマー	<u>70.6 円アップ、</u>	<u>7.05%アップ</u>

② 初任給額

新規採用の有・無

高卒	<u>197,000 円</u>	<u>、</u>	<u>13,000 円アップ</u>	<u>(7.07%)</u>
高専・短大卒	<u>203,000 円</u>	<u>、</u>	<u>12,000 円アップ</u>	<u>(6.28%)</u>
大卒	<u>236,000 円</u>	<u>、</u>	<u>15,000 円アップ</u>	<u>(6.79%)</u>

③ 賃金（最も低いもの・産業別最低賃金及び青森県最低賃金適用労働者）

産業別最低賃金適用労働者	日額	円	青森県最低賃金適用労働者	日額	円
	時間額	921 円		時間額	898 円

④ 規模、地域等による企業間格差の有無

同一県内でも地域によって採用状況は大きく異なるため、店舗毎に状況に応じて加給対応をしている。

処遇面については、毎年の労使交渉で協議しており、会社や県全体で一律大幅に加給することは経営上厳しい状況である。しかしながら、従業員の生活を守り、働き甲斐を感じる会社にしていくことが重要と考えている。

3. 改正に対する意見

《参考》青森県最低賃金 時間額 円（令和 年 月 日発効）

① 産業別最低賃金改定の必要性について

全国的に最低賃金が上昇しております。企業の採用が計画どおりに進んでおらず、人手不足が全ての産業に影響しております。産業別で審議することが現在の環境下ですべきなのか、検討が必要と考えます。

② 改正するとしたら、どれくらいまで

環境が大きく変化し、先行き不透明な状態が続いており、一律の大幅な賃金改定は、地域の企業経営に大きな影響を及ぼす事が懸念されます。雇用維持を最優先すべきと考えます。